

文教厚生常任委員会報告



は、明確に条例で示すのか。

今期第5回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案9件、認定6件であります。

その主な審議の経過と結果は、次のとおりです。

議案第71号 阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

問 家庭的保育を認められる基準というの

答 待機児童解消のための国の施策の主なものとしては、認可外保育所、国の助成とか自治体の助成を受けていない保育施設等について、公費での負担をすることによる保護者の負担を軽減、更には家庭的保育事業等の施設及び運営を向上させるというもので、条例により事業所施設の基準、人員配置等を規定し、自治体の認可により事業の向上を目指すものです。その中で、家庭的保育につきましては、個人で子どもを自宅に5人まで預かれるもので、居宅訪問型は基本的に障がい・疾病等を有する子ども1

人に対して保育に携わる者が1人、家庭を訪問して保育を行うものです。また、その他に対象人数19人以下の小規模保育事業、病院や企業で行っている事業所内保育があり、それぞれにこの条例で規定し、保育の向上を目指すものです。この条例で規定するのは、3歳未満の乳幼児が対象となります。

問 条例の中に『市町村長が行う研修を修了した保育士、家庭的保育の補助者』とあるが、普通の保育士とはどう違うのか。

答 保育事業に従事する職員については、保育事業をするにあたって共通して必要となる知識や技術を身に

着けた人ということと定義されており、このために、都道府県又は市町村が行う研修を受講して頂く事になっております。ただし、研修プログラム等は国からの情報待ちであります。

問 現在の無認可の保育施設の数、また、公的な資金が入るとなれば、申込をする場合は市を通して申し込むことになるのか。

答 現在、阿蘇市には無認可保育所はございません。今後については、市の確認した施設による事業となりますので、入退所については市で管理することになります。

問 保育料の算定については、どうなるのか。

答 入退所の管理と同様に、市の基準に基づいて徴収することになります。

のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第73号 阿蘇市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について

問 幼稚園も保育園も認定子ども園を申請するという形になった時に、保育園は就労状況等で入園できないケースがあるが、今後はどうなるのか。また、幼稚園の場合は専業主婦でも入園出来たが、認定子ども園の場合は入園できるのか。

答 新制度以降は、1号認定、2号認定、3号認定という分類で、市町村が認定することになります。1号認定というのが、現行の3歳以上の認定になり、今まで同様保護者の就労状況等で保育園に通えない場合は、幼稚園又は認定子ども園を選択することになり

ます。2号認定というのが、現行の保育園に通っている3歳以上の園児で、保育園又は認定子ども園を選択することになります。3号認定では、満3歳未満の乳幼児を対象としているもので、現行保護者の就労状況により保育所しか選択できなかったのですが、幼稚園が認定子ども園の認定を受け、保育機能を持てば幼稚園にも通えることとなります。

補足 3号認定の場合は、現在の保育所、または認定子ども園、それと議案第71号で説明いたしました地域型保育事業の保育施設に通えることとなります。給付型保育事業保育施設の認定については市町村が、幼稚園・認定子ども園・保育所の認定については都道府県が行います。今までよりも保護者の選択肢が広がることとなります。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第74号 阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

問 専任の職員は有資格者とするところがあるが、どういう資格を持つていなければならないのか。また、現在の学童保育5ヶ所の形態はどうなっているのか。

答 条例第10条にありますように、保育士の資格を有する者、社会福祉士の資格を有する者といった児童福祉に携わる職員であれば大丈夫であり、各クラブにこういった方が1名いらつしやれば、後は補助者ということで資格がなくともクラブに携われることになりました。また、現在の各クラブの指導員につきま

しては、保育士であったり、最低2年以上の児童福祉施設で福祉事業に従事した者、又は児童厚生委員等の資格を取得した者、あるいは資格所得のために毎年研修を受けていただいていの方々が、各クラブ2名程度は従事されております。

補足 この件に関しましては附則により、条例施行日から5年以内に都道府県知事が行う研修を修了した者も当初からの有資格者という経過措置が設けられています。

問 先の事だが、一の宮中学校区の小学校が統合した場合の学童保育の方向性は、どのように考えているのか。

答 統合小学校になれば、クラブは重複することになりますので、運営について方針等検討をお願いしているところなんです。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第76号 平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について

福祉課所管分

問 上寿園の見込みはどうなっているか。

答 2法人程、問い合わせがありました。今月5日までが公募期間なのですが、今のところ応募はありません。

問 応募がなかった場合、市営でもやっていく方向性はあるのか。

答 運営検討委員会を設置していますので、委員会に判断をゆだねることになると思います。ただ、今回も含め3回の公募を行っておりまして、民間法人の参入が難しいというのであれば、公

設民営等を考えていかなければならないと思います。

教育課所管分

問 一の宮中学校区統合小学校建設事業費が、26年度、27年度で4億円程増えているが、保護者の要望等でいろいろ付け加わったのは分かるが、当初から保護者の意見を聞いて、予算措置をすべきではなかったのか。

答 当初設計の段階で盛り込むことが可能であればよかったのですが、基本的な設計部分というのは、補助対象、対象外も含めて、ある程度実施設計書を造りながら、保護者の方々に図面を見て頂き、変更をかけてきまして関係で、どうしても後の変更が多くなってきた部分があります。この予算、上限を設定した中で設計変更して

いくものであります。当初段階で要望を盛り込みたいところではありましたが、基本設計、もしくは基本設計より、もう一段階進んだ実施設計に近い設計を上げて、保護者の方々に話を聞くという流れにならざるを得なかったものであります。

問 開院した医療センターにしても、追加、追加で結局50億くらいの金額になった。この件についても、また追加補正が出てくるのか。

答 補助事業に乗せられる部分は、新たに補助金をいただきながら、設計変更をしてまいりました。今回継続費補正ということ、27年度まで事業を行うわけですが、来年度の消費税や人件費の動向が分かりませんが、アップがあれば当然またお願いをしなくてはならない部分も出てくると思われれますが、節

減できるところは節減しながら、今後もしつかり取り組んで参ります。

市民課所管分

問 生活困窮者の自立支援ということだが、生活保護の方の就労支援とはまた別の事業ということになるのか。

答 これは、生活保護に陥る前の段階で相談を受け、何らかの支援が必要ではないかと、検討し支援を行う制度で、医療の関わりであるとか、ハローワークへの関わりであるといった対策を支援する事業になります。

問 生活困窮という面からみると、保護に至っている人といない人の境というのは、非常に難しいと思うのだが、予算面も別になるのか。

答 生活保護受給要件には、固定資産を持つていればそれを整理し

ていただく、車を持つていただくと整理していただく、保険があればそれを解約していただくなど様々なものがあり、生活保護受給の前段で就労支援等を行っていくもので、予算面、制度的にも異なるものです。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

認定第1号 平成25年度 阿蘇市一般会計歳入歳出 決算の認定について

福祉課所管分

問 自立支援給付金だが、今後も増加傾向にあるのか。また、一の宮デイサービスセンター災害復旧事業だが、社会福祉協議会に対して避難訓練の実施やマニュアルの整備に

ついでに指導助言は行っているのか。

答 高齢化が進む現状です。生活介護を受ける方やグループホームへの入所の方というのは、今後も増えるものと思われま

す。また、一の宮デイサービスセンターの安全確保の問題ですが、当然マニュアルは作成しております。年2回の避難訓練を実施するように義務付けられております。

問 虐待等の問題で、児童相談所というのを報道で耳にするが、阿蘇市でそういう事例・相談等があった場合、どういう手順を踏むのか。

答 事案にもよりますが、児童相談所に通告の義務もあります。で、福祉事務所内で、その措置に関する会議を開き、その結果で通告することになります。更に、保護が必要

と判断されれば、そういった対応をとります。

意見 現在では、都会と田舎とか区別なしに、どんなことが起きてもおかしくない時代なので、『もう一歩踏み込んでいたら、こういうことはなかった。』といった事のないよう、しっかりと対応していただきたい。

問 老人保護措置費の件だが、上寿園がない状態の今、待機者は何名くらいいるのか。

答 老人保護措置費ですが、現在53名の方が利用されていますが、今のところ申し出があれば入所可能ということで、待機者はいらっしやいません。

教育課所管分

問 全国大会の出場助成金は3分の2助成だが、全額補助にならないか。

答 現状では3分の

2補助となっておりますので、今後検討を進めたいと思います。

意見 放課後子ども教室の予算は200万円程度だが、福祉課の方の放課後児童クラブの方は1400万円くらい予算がついている。場所は学校ということになるのだろうか。

ら、学校の方が主導してもらいたいと思うが。

答 学童保育については、保護者の方を中心に組織されており、時間帯も3時ごろから6時、7時頃までで、学校でやります放課後子ども教室につきましては、小学校の低学年、3年生までを対象とし、授業後夕方5時頃まで預かって下校させるということ、時間帯、事業主体、制度も違う関係で、今後の制度改革等の状況により対応したいと思

市民課所管分

問 PCB機器廃棄物処理委託事業に全て処理済みとあるが、仙酔峡ロープウェイの分は処理が終わっているのか。

答 観光まちづくり課の方で予算化され、別途処理することになっております。

意見 ジオパーク認定、世界遺産登録を目指している阿蘇市において、塵芥収集運搬事業の中で、ごみを減らす取り組みというのは、市民の中で少しずつ浸透してきていると思うが、一部路肩に点々とごみをおいて収集するのを、この機会にステーション方式に変えられないかと思うのだが。

答 先月下旬、宮地地区の区長さん方に集まっていたとき、今後どうすべきかを意見交換していただいたところ。今後の方向性

としては、まずは近くの集積場所について二つを一つに出来ないかなどを、それぞれの地域の皆さんで話し合いをしていただき、少しずつ改善していきたいと思

ほけん課所管分

問 子宮頸がん予防接種の副作用の原因は、分かっているのか。また、接種自体は任意なのか。

答 副作用については、ワクチンとの関連はまだ確定していません。予防接種自体は継続しており、接種については副反応の説明を受けた上で希望される方だけという状態が続いております。

問 小学校5年生を対象とした子どもニドック、受診率が52.6%。これをもっと広げていく必要があると思うが、どのような方法

を考えているか。

答 学校を通じて申込をとり、校医の属する医療機関で採血していただく形になっていますので、未受診者に対しても、医療機関とも協議し、受けられる期間を拡大して受診率向上に努めたいと思います。

意見 教育課とも連携し、予防教育、保護者への周知等を徹底し、受診率を上げていただきたい。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第4号 平成25年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

国保・年金係長より、25年度決算においての財源の内訳、事業の成果等の補足説明があり

ました。

問 基金が無くなってきた状況で、国保運営協議会の協議結果は、どうなっているのか。

答 ここ数年、単年度決算において赤字が継続しており、保険料を見直さざるを得ない

のではないかと、ところまでは、話が進んでいる状況ですが、具体的な保険税率までは進んでいません。本年度は、本会議でも説明

したとおり、予備費を2000万円計上しておりますので、どうか凌ぐことができたとしても、来年度は税率

の見直し等はやむを得ないのではないかと、いうところまで来ております。

問 保険給付費の伸びというものの把握はしているか。

答 平成20年時点では、1人当たりの医療

費は30万円超えたくらいであったのですが、24年度、25年度では37万円を超えた状況になっております。

問 今後の取り組みで、税率等の改定等を視野に入りたいと書いてあるが、周辺自治体の状況等、調査しているのか。

答 26年度に税率等の改定を実施した自治体は、熊本市の旧城南町地区、旧植木町地区、南阿蘇村、山都町とい

うところが改定したというところで把握しております。

また、翌年度の予算を先に使う繰り上げ充

用を行っているところや、法定外のお金を一般会計から繰り入れてもらって凌いでいるところも複数あると聞いております。

補足 現状では基金も26年度には枯渇してしまうという形で、国保運営協議会のほうに

税率等の改定をお願いしております。市民への周知期間も必要となることから改定率等を試算したうえで、運営協議会にかけて年内くらいには答申をいただき、議案として議会に上程する方向で考えております。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第13号 平成25年度阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院事業会計決算の認定について

問 他会計負担金とは、どういうものか。

答 他会計負担金については、一般会計から繰り入れて頂いているものであります。地方公営企業法第17条の2「経費の負担の原則」の規定により、「病院事業において負担する

ことが適当でない経費」例えば、看護師の要請経費、救急医療確保経費等、並びに「病院事業収入を持つて充

てる事が困難であると認められる経費」例えば、へき地医療確保経費、高度・特殊医療経費等、いわゆる不採算部門の医療に関する経費については、一般会計が負担すべきとされております。従いまして、設置者である市と協議の中で、運営経費

として一定の額を繰り入れて頂くものと、病院建設改良に要する経費として「病院事業収入をもつて充てること

が困難な経費」につきましては、建設改良費の2分の1、企業債元

利償還金の2分の1を一般会計からの繰り出し金として充当してもらえらというのがありますので、資本的支出として下水道負担金の2分の1相当額を繰り

入れて頂いたということとです。

問 今後、企業会計全部適用をしたということ、一般会計からの繰り出しがかなり厳しくなってくると思うが、その点はどうか考えているか。

答 今後は、医業収益の増加と運営経費の削減を図り、病院経営を一生懸命頑張りたい、病院経営の中での黒字化を目指したいと思っております。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託された案件についての報告です。